

輸出管理 DAY for ACADEMIA 実行委員会 会則

平成 25 年 5 月 9 日制定

第1章 総 則

【目 的】

第1条 本会は、輸出管理に関する事項の研究および情報の交換を通じて、輸出管理に係わる関係者のネットワークを構築し、日本の輸出管理業務の質的向上を図ることを目的とする。

【名 称】

第2条 本会は、輸出管理 DAY for ACADEMIA 実行委員会（略称「EFA 実行委員会」）と称する。

【事務局】

第3条 本会の運営および活動のため、本部事務局を神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台79-5に置く。（平成28年11月18日変更）

第2章 会員および組織

【会 員】

第4条 会員は、つぎの各号の要件を全て満たすものとする。

- 一 輸出管理関連業務に現在もしくは過去に携わっていた者
- 二 第1条の目的に賛同し、本会の健全かつ円滑な運営に協調する者

【入 会】

第5条 本会への入会は、会員の推薦と委員会の承認により決定する。

【退 会】

第6条 会員は、本会へ申し出ることによりいつでも退会することができる。

【役員等】

第7条 本会の健全かつ円滑な運営を図るため、会員の中に次の役員及び監査人を置く。

一 役 員

委員長 1名

副委員長 複数名

会 計 1名

幹 事 1名

二 監査人 複数名

2 前項のほか、必要に応じ、その他の役員を置くことができる。

【役員等の職務】

第8条 委員長は、本会を代表し委員会の議長となる。

2 副委員長は、委員長の業務を支援もしくは分担するとともに、委員長に事故あるときはこれを代理する。

- 3 会計は、本会の収支報告書を作成する。
- 4 幹事は、本会の総務を担当する。
- 5 監査人は、本会の活動及び決算の内容を監査する。

【役員等の任期】

第9条 役員等の任期は、原則として、7月1日から1年間とする。

【役員等の選任】

第10条 役員等は、会員の推薦と委員会の承認をもって選任する。ただし、委員長は前期副委員長の内から選任し、監査人は委員長経験者をもって充てることを通例とする。

第3章 活 動

【輸出管理 DAY for ACADEMIA】

第11条 本会は、第1条の目的を達成するため、「輸出管理 DAY for ACADEMIA」(EFA)を開催する。

- 2 EFAは、原則として年1回とする。
- 3 EFAのテーマ、時期等の開催要領は、委員会でその都度決定する。
- 4 EFAの準備および運営のため、原則として委員長の所属機関に大会事務局を置く。

【委員会】

第12条 本会は、第1条の目的を達成するため、原則として3ヶ月に1回、定期的に委員会を開催する。

- 2 委員会の委員は、次に掲げる者とする。
 - 一 第7条に定める役員等
 - 二 会員の中から委員長が指名し委嘱する者
- 3 委員会は、前項に定める委員の他、会員の中からまたは必要に応じて会員以外の者をオブザーバーとして参加させることができる。
- 4 委員会におけるテーマは、次の事項とする。
 - 一 会則の制定および改廃
 - 二 会員の入会および退会に関する事項
 - 三 第11条に定める輸出管理 DAY for ACADEMIAの企画運営
 - 四 前項の企画に必要な次の調査研究等
 - ①大学、研究機関等の輸出管理に関する調査、研究
 - ②国内および諸外国の輸出管理に関する先進事例の調査、研究
 - ③輸出管理に関連する法制等に関する調査、研究
 - ④前各号の調査・研究にかかる成果の発表(各種資料の発行・提言等を含む。)
- 5 委員会は、前項四号の調査研究等を実施するに際し、必要に応じて委員以外の会員および有識者を参加させた調査研究会を開催することができる。

【議 決】

第13条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 委員に欠席あるときは、当該委員が指名する者を代理として委員会に出席させることができる。

第4章 会費等

【収入】

第14条 本会の運営および事業に要する経費は、会費、特別会費および特別収入による。

【会費】

第15条 本会の会費および入会金は、当面无償とする。

【特別会費】

第16条 本会は、EFAを行うにあたり、参加費等の特別会費を徴収することができる。

【特別収入】

第17条 本会が本会の事業その他の活動において寄付、補助、利益等の収入を得たときは、これを特別収入として、本会の運営および事業に要する経費に充てる。

【使途の制限】

第18条 全ての収入は、本会の運営および事業の用にのみ使用し、他に流用してはならない。

第5章 会計

【会計年度】

第19条 会計年度は、毎年9月1日から翌年の8月31日までとする。

【決算報告】

第20条 会計の決算報告は、毎年度最初の委員会において行う。

附 則

- 1 本会則は、平成25年5月9日から施行する。
- 2 第7条、第9条および第10条の規定に関わらず、平成25年8月31日までの役員等は、次のとおりとし、幹事および監査人は、これを置かない。
 - ・委員長 松原幸夫（新潟大学）
 - ・副委員長 伊藤正実（群馬大学）
 - ・会計 池田 勉（信州大学）

附 則

本会則は、平成27年6月30日から施行する。

附 則

本会則は、平成27年8月27日から施行する。

附 則

- 1 本会則は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 第7条、第9条および第10条の規定に則り、平成29年6月31日までの役員等は、次のとお

りとする。

- ・委員長 小野 浩幸（山形大学）
- ・副委員長 佐藤 弘基（九州大学） 則竹 幹子（CISTEC）
- ・幹事 山之内 雄二（横浜国立大学）
- ・会計 三條 大輔（山形大学）
- ・監査人 松原 幸夫（新潟大学） 岡田 昌治（九州大学） 伊藤 正実（群馬大学）

附 則（平成 28 年 11 月 18 日変更）

本会則は、平成 28 年 11 月 18 日から施行する。